

不利益処分に係る処分基準（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
29	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第7条	許可の取消し等	生活衛生課

1 法第7条に基づき、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者にその施設の使用の制限若しくは禁止を命じる場合の審査基準は次のとおり。

法第6条の2の規定による命令に違反した場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

2 前記1の処分に係る期間は次のとおり。

改善に要する相当期間。

3 法第7条に基づき、[法第3条第1項](#)の許可を取り消す場合の審査基準は次のとおり。

法第6条の2の規定による命令に違反した場合であって、前記1の処分による改善が見込まれず、許可を取り消す必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。